

(別紙9)

年 月 日

様

大阪市水道局長

児童手当(認定・額改定)請求却下通知書

年 月 日付けで請求のありました児童手当認定・額改定については、次の理由で却下しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

(却下した理由)

(連絡先) 大阪市水道局総務部職員課研修・厚生担当

(担当: 内線: - )